

多様性を認め合い、
誰もが笑顔あふれるまち 加茂

加茂市男女共同参画推進計画 概要版



《男女共同参画》とは…

女性・男性といった性別に関係なく、
一人ひとりの個性や長所を活かしなが
ら、いろんなことを皆で協力し合っ
ていくことです。



令和5年3月



市では男女共同参画社会の実現を推進しています。この度、加茂市男女共同参画推進計画を策定しました。
この計画を市民の皆さまに広く知っていただくため、また、普段の生活の中でも『男女共同参画』を意識して
いただけるよう、ご家庭での保存用として概要版を配布しています。ぜひご家庭でご覧ください。

計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男性と女性が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。本市は、これまでもさまざまな啓発事業に取り組み、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

しかし、性別による役割を固定的にとらえる意識や慣行がいまだに根強く残り、DVや各種ハラスメント、政策・方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画が十分でないなど、多くの課題が残されています。

また、性の多様性やLGBTQ等の方への対応、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進を図るとともに、頻発する大規模災害や世界規模の感染症拡大に起因する女性に対する深刻な影響及び女性活躍推進に向けた新たな生活様式への対応など、取り巻く環境の変化に合わせた対策が必要になっています。

このような状況を踏まえ、男女が互いに尊重し合い、自らの意思と責任により社会のあらゆる分野に対等に参画し、誰もがいきいきと生きられる男女共同参画社会の実現についての取組を推進するとともに、あらゆる分野における女性活躍の支援をさらに発展させる計画として、市民をはじめ、各関係機関や各種団体、事業者・企業等と協働しながら、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するための方針を整備するため、新たに推進計画を策定します。

計画の根拠と位置付け

1. 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。
2. 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村女性活躍推進計画」として位置付けます。
3. 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以降、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村DV防止基本計画」として位置付けます。
4. 国の「第5次男女共同参画基本計画」や「第4次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」を踏まえるとともに、本市の最上位計画である「加茂市総合計画」との整合を図り策定するものです。
5. 市民の参画と協働による男女共同参画社会の形成を目指すための指針となる計画です。

SDGsと関連した取組の推進

SDGsとは、平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SDGsの前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性のエンパワーメントを達成することを目指す」と明記されているほか、目標5に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。



出典：国際連合広報センター

男女共同参画社会の実現等は、SDGsの推進に寄与するものとなります。特に、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」は、男女共同参画社会の実現に直接的に関わるものであるとともに、SDGsにおけるすべての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものであるとされています。

計画の期間

本計画は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間を計画期間とします。ただし、法改正、社会情勢や経済状況などに変化があった場合には、必要に応じて随時計画の見直しを行います。

計 画 の 内 容

基本理念

多様性を認め合い、誰もが笑顔あふれるまち 加茂

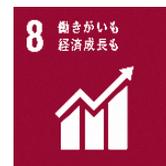
男女共同参画社会基本法を踏まえ、加茂市における固定的な性別役割分担意識や慣習を解消し、全ての人がともに対等な立場で、それぞれが個性と持てる能力を発揮し、多様な生き方や考え方、価値観を認め合う社会を構築するという理念のもとに各施策を推進していきます。

基本目標 1

あらゆる分野における男女共同参画の推進

行政の政策・方針決定の場への男女共同参画をはじめ、家庭や地域社会等の身近なところでの男女共同参画への取組を推進します。

また、職場での意識や、組織の方針決定過程への男女共同参画、雇用や待遇等の男女平等、育児や介護との両立支援の充実等、就労における男女共同参画への取組を推進します。市、市民、事業者との協働により計画全体を推進する体制をつくります。



【現状と課題】

- ◆審議会等委員に占める女性の割合は、約3割であり、より一層の女性登用率の向上に努めなければなりません。
- ◆男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、働く場において、仕事の内容や待遇についての男女差は、「賃金・昇給・手当」、「昇進・昇格・幹部職員への登用」に『男女差がある』の割合が高く、半数弱となっています。女性に対する就労支援と共に、多様な働き方の一つとして起業支援を進めていくことが必要です。
- ◆働くことを希望する全ての人がある能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の削減や生産性の向上を推進する取組が必要です。
- ◆男性の仕事中心的な意識の改善に向けた啓発をするために、より多くの市民への情報を提供するのにも効果的な方法を検討し、展開する必要があります。
- ◆男女共同参画社会のまちづくりには、一人ひとりが協力しながら家庭生活や地域社会における男女共同参画を推進していくことが求められています。

【今後の主な施策・事業など】

◎政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。

- 市審議会等の女性の参画促進に努めます。
- 男女共同参画に関する事業を行う団体等に対し、女性の交流を促します。

◎産業・就労の分野や身近な地域における女性の活躍を推進します。

- 男女雇用機会均等法等の周知に努めます。
- 多様な形で就労できる環境づくりに努めます。
- 社内教育やキャリアアップ研修の開催を企業、事業所等に働きかけます。
- 自営業等で働く女性に対し、関係法令の周知等に努めます。また、起業に役立つ情報の提供、支援を行います。
- 起業やスキルアップのための講座・講演会、相談への対応を行います。
- 女性の再就職支援研修や多様な柔軟な働き方に関する講座などを開催します。

◎ワーク・ライフ・バランスを推進します。

- ワーク・ライフ・バランスのための情報提供に努めます。
- ワーク・ライフ・バランス、両立支援等に積極的に取り組む事業者の認定制度を検討します。
- ワーク・ライフ・バランス推進事業者に対するインセンティブの付与を検討します。
- 子育て世代包括支援センター等において、幅広いサービスを提供します。
- 関係団体と協力しながら「イクボス」の輪を広げ、学び合いを実施します。

基本目標 2

男女共同参画社会実現に向けた基盤の構築

社会のあらゆる分野において、誰もが対等な立場で参画できるよう、人々の意識の中に形成された固定的な役割分担意識の解消を図ります。

また、家庭や学校、職場、地域等のさまざまな分野において公平・公正な処遇が確保されるよう、積極的に意識啓発や広報等を行い、男女共同参画の推進に向けた基盤づくりを推進します。



【現状と課題】

- ◆市民意識調査結果では、固定的性別役割分担意識が根強く残っている分野もみられます。幅広い年齢層を対象とした教育・学習を充実させることが重要です。
- ◆男女共同参画に関する男性の理解を促進するとともに、男性が家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう啓発や支援を行うことが必要です。
- ◆多様な性を尊重する意識を醸成し、性的少数者への理解を深め、周知啓発を行う際には、細やかな配慮を図る必要があります。

【今後の主な施策・事業など】

◎男女共同参画意識の向上に取り組みます。

- 男女共同参画推進のための啓発に努めます。
- 男女共同参画に関する各種情報の提供を行います。
- 市民への人権意識の啓発に取り組みます。
- 性的少数者（LGBTQ等）の人権に配慮した男女共同参画を推進します。
- ジェンダー平等の視点に配慮した広報活動を行います。

◎男女共同参画推進のための教育・学習の充実を図ります。

- 男女共同参画に関する講座・講演会を開催します。
- 自治会役員や民生委員・児童委員等の地域で活動する方に向けて、男女共同参画に関する研修の機会を提供します。
- 男女共同参画関連図書等の収集・整備に努めるとともに、企画展示などを通じて所蔵のPRを行います。
- 人権についての講演会・講座等を実施します。
- 事業者に向けた人権研修の機会提供に努めます。
- 幼少期からの男女平等教育を推進します。

◎男性の男女共同参画への理解促進と支援を行います。

- 男性の家庭参画のための啓発に努めます。
- 保護者向け講座・交流会を開催します。
- 男性の育児・介護休業の取得を促進します。
- 市男性職員の家事・育児・介護等への参画を促進します。

基本目標3

誰もが安心して暮らせる環境づくり

DVをはじめとした、あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、どんな場合であっても男女を問わず決して許されるものではありません。市庁内関係課・関係機関等との連携を強化し、被害者の安全確保、支援体制の充実を図ります。

また、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための意識・健康づくりを推進します。

さらに、防災・復興の分野では、女性の参画を促進するとともに、性差に配慮した防災体制づくりを推進します。



【現状と課題】

- ◆市民意識調査結果では、DVの被害経験者は1割台で、身近なところでDVの被害が生じています。DV根絶のため、相談体制整備や相談を促す広報・啓発等により被害の潜在化を抑止する必要があります。
- ◆東日本大震災を含む災害時の避難所の運営方針においては、様々な意思決定過程に女性の参画が十分に確保されず、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の整備が求められています

【今後の主な施策・事業など】

◎あらゆる暴力の根絶に取り組みます。

- 児童虐待防止に関する啓発を行います。
- 広報媒体を通じた防犯情報の提供を行います。
- デートDV・性暴力等に関する予防啓発に取り組みます。
- DVに関する相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。
- 随時の相談対応や相談会の開催について市庁内及び市庁外関係機関との連携を強化します。
- DV被害者の自立を支援します。

◎生涯にわたる健康や生きがいづくりを推進します。

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について周知啓発を行います。
- 母性の尊重と母子保健の充実を図ります。
- 市民のスポーツ活動を通じた健康増進を図ります。

◎困難を抱える女性等が安心して暮らせる総合的な支援を行います。

- 様々な課題を抱える世帯に対し、総合的に支援する体制を推進します。
- 生活困窮者自立支援制度を推進します。

◎地域の安全・防災 活動における男女共同参画を促進します。

- 男女のニーズの違いや性的少数者に配慮した避難所運営や備蓄品の整備、避難所運営の構築を図ります。
- 防災会議等への女性の参画を促進します。
- 女性消防団員の入団促進に取り組みます。

計画を推進するにあたって

計画の推進に係る施策は、市政のあらゆる分野での取り組みを展開することが重要であるため、推進にあたっては、新たに設置を予定する市内の「加茂市男女共同参画行政推進会議（仮）」を中心に、同じく新設予定の「加茂市男女共同参画推進審議会（仮）」、市内各課と連携、協力し、市が全庁的に取り組みます。

また、市民・団体・事業所等の理解と協力のもと、連携して総合的かつ効果的な計画の推進に努めます。

さらに、広域的な課題については、国・県・近隣市町等と連携・協力体制を強化し、計画を効果的に推進します。

発行：加茂市 総務課 〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号
 TEL. 0256-52-0080（代表） FAX.0256-53-2729
 ※計画書は市のホームページでも公開しますのでご覧ください。
<https://www.city.kamo.niigata.jp/>



男女共同参画
で検索！